



国海査第187号の2  
平成29年8月1日

一般社団法人日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省  
海事局検査測度課長 重富 徹



船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び  
船舶等型式承認規則の一部改正について（通知）

標記について、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び  
船舶等型式承認規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第48号)が  
平成29年8月1日付けで公布され、同日付で施行されます。

つきましては、別添のとおり改正の概要及び案文を送付いたしますので、関係  
各位への周知方よろしくお取り計らい願います。



# 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部改正について

平成29年8月  
海事局検査測度課

## 1. 改正の背景

船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）第6条の2の規定に基づく製造等事業場の認定制度（以下「製造等事業場認定制度」という。）は、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号。以下「事業場規則」という。）で定める物件のうち、国土交通大臣による認定を受けた事業場で製造工事等が行われるものについて、当該製造工事等に係る製造検査等の検査を省略する、船舶検査の合理化制度である。

また、法第6条の3の規定に基づく整備事業場の認定制度（以下「整備事業場認定制度」という。）は、事業場規則で定める物件のうち、国土交通大臣による認定を受けた事業場で整備されるものについて、定期検査等の検査を省略する制度である。

さらに、同法第6条の4の規定及び同規定に基づく船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）に基づき、型式承認制度を設け船舶検査を合理的に実施している。

船舶検査については、従来から民間能力を一層活用することにより合理的に実施することが求められているところ、製造等事業場認定制度、整備事業場認定制度及び型式承認制度の対象物件について、同一の構造を有する物件であっても用途に応じて物件名が異なる場合において、事業者が個別に物件の認定を受けなければならない又は物件が対象物件とされていないため、当該制度の活用の弊害が生じている等、事業者にとって過度な負担が生じている。事業者の負担軽減を図るため、事業場規則及び船舶等型式承認規則において、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- (1) 製造等事業場認定制度の対象物件に、水密すべり戸等5物件を追加する。  
(事業場規則第3条第1項)  
(追加物件)  
水密すべり戸、船尾軸封装置、燃料油タンク、揚貨装置、定周波装置
- (2) 製造等事業場認定制度の対象物件である「蒸気機関の循環ポンプ」等ポンプ類11物件を「ポンプ（油圧ポンプを除く。）」に、「内燃機関の油冷

却器」、「内燃機関の水冷却器」及び「排気タービン過給機の空気冷却器」を「熱交換器」に物件の名称を変更する。（事業場規則第3条第1項）

（3）整備事業場認定制度の対象物件に、排気タービン過給機を追加する。（事業場規則第13条第1項）

（4）上記（1）から（3）までを措置することに伴い、当該物件の製造工事等に必要な設備及び人員等に関する認定基準を定める。（事業場規則第5条第1項別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4）

（5）型式承認制度の対象物件に、送風機等4物件を追加する。（船舶等型式承認規則別表第一、別表第一の2、別表第二及び別表第二の2）

（追加物件）

送風機、ゴムホース及び完全保護衣の手袋又は長靴

### 3. スケジュール

公布日：平成29年8月1日

施行日：公布日と同じ